

寒川町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第39号

寒川町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町印鑑条例施行規則(昭和51年寒川町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「写真付きの住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第1号様式中「(あて先)寒川町長」を「(宛先)寒川町長」に、「 住民基本台帳カード(写真あり)」を「 個人番号カード」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

2 この規則の施行前に、改正前の寒川町印鑑条例施行規則の規定により既に調整された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。